

公益社団法人京都市観光協会
宿泊・飲食事業者への求人サイト等掲載支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋の観光シーズン以降、観光客の一層の増加に伴い、観光業界の担い手不足が深刻化することが見込まれる中、特に深刻な状況におかれている宿泊・飲食事業者に対して担い手を確保することを目的として、中小企業等に対し求人サイト等に求人情報を掲載するために必要となる経費の一部を補助する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業等

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者若しくは小規模企業者又はこれと同等と認められる者であつて、法人格を有する法人又は事業を営む個人をいう。

(2) 求人サイト等

求人情報の提供、企業の人材確保等を目的として開設されたウェブサイト、誌面及び広告であつて、有料で求人情報を掲載するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、第6条に定める補助金交付申請時に、次の(1)、(2)のいずれかを営業する中小企業等とする。

(1) 宿泊施設

本市区域内の旅業法（昭和23年法律第138号）許可施設（旅館、ホテル、簡易宿所）又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）届出施設

(2) 飲食店

本市区域内の食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ている飲食店で、かつ日本標準産業分類の「76 飲食店」に分類される飲食店

2 補助対象者は、「京都観光モラル推進宣言事業者」の認定を受けている者とする。なお、認定を受けていない場合は、「京都観光行動基準（京都観光モラル）」の趣旨に賛同し、「京都観光モラル推進宣言事業者」の認定を目指すことに同意する者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は対象としない。

(1) 次のいずれかに該当する中小企業者（みなし大企業）

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業等以外のものであつて、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業等

- イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業等
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等
- (2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者
 - (4) 1項2号のうち、別表に掲げる施設を営む者
 - (5) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
 - (6) 公益社団法人京都市観光協会会長（以下「会長」という。）が補助金を交付するにあたり、公益法人としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

（交付の対象）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のとおりとする。

(1) 補助対象事業

求人サイト及び求人情報誌に、第3条1項1号に規定する宿泊施設及び飲食店の雇用に係る求人情報を掲載する事業で、次のいずれかの条件を満たすものとする。

ア 求人サイトを利用するもので、令和5年10月1日から令和5年12月31日までの間に2週間以上の掲載期間を含むもの

イ 求人情報誌等の印刷物を利用するもので、令和5年10月1日から令和5年12月31日までの間に発行されるもの

(2) 補助対象経費

補助対象事業に係る求人情報掲載費。

2 補助対象経費には消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

（補助金額等）

第5条 補助金は、予算の範囲内において交付し、補助金額は、次項以下により算定するものとする。

2 補助金額に係る補助率及び補助限度額は次の各号のとおりとし、申請する補助対象経費に補助率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と補助限度額を比較していずれか低い方の額を補助金額とする。

(1) 補助率

補助対象経費の5分の4以内とする。

(2) 補助限度額

1 中小企業等につき5万円まで。

(交付申請)

第6条 補助金の申請は、本要綱の施行から令和5年11月2日までに、交付申請書（第1号様式）に、同申請書に記載する必要な書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 補助金の申請は、1 中小企業等当たり 1 回限りとする。

3 第1条に定める補助金の趣旨に鑑み、各事業者の判断で早急に事業着手する必要がある場合は、前1項に定める補助金の申請及び第8条に定める補助金の交付の決定前に事業着手することを可能とする。

(審査)

第7条 会長は、前条に掲げる申請に関する書類に基づき、補助金の交付の可否について審査する。

(交付の決定)

第8条 会長は、前条の審査により交付又は不交付を決定し、補助金を交付する場合にあっては、交付決定通知書（第2号様式）により通知し、補助金を交付しない場合にあっては、不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(標準処理期間)

第9条 会長は、第6条の規定に基づく申請が到達した日から40日以内に、前条の決定を行うものとする。ただし、申請に不備がある場合、又は申請多数により決定に支障をきたすと判断される場合はこの限りでない。

(中止又は廃止の届出)

第10条 事業の中止又は廃止による届出は、中止・廃止届出書（第4号様式）により行うものとする。

(実績報告書等)

第11条 実績報告は、令和6年2月9日までに、補助金実績報告書兼交付請求書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の領収書その他支出を証する書類
- (2) 事業概要（成果物）が分かるもの
- (3) その他会長が必要と認める資料

(補助金の額の確定)

第12条 会長は、前条による報告を受けた場合は、その内容を精査し、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（第6号様式）により、申請者に通知する。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条の規定による交付額確定の通知後、速やかに支払うものとする。

(交付の取消し等)

第14条 会長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消し、交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 補助金の交付の目的に反して補助金を使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

(電子情報処理組織による申請等)

第15条 電子情報処理組織を使用する方法により申請を行う者は、会長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面により行うときに記載すべき事項を、申請を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請を行うものとする。

2 前項の規定により申請を行う者は、第6条及び第11条各号に定める書類を電子情報処理組織に記録し、又は当該書面を提出するものとする。

(補則)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。

別表 (第3条関係)

キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、サロン、ホストクラブ、ディスコ、出会い系喫茶、カラオケボックス、ライブハウス、結婚式場
--

宿泊・飲食事業者への求人サイト等掲載支援補助金 交付申請書

記入日：令和____年____月____日

1 申請者

住所・所在地	〒		
社名・団体名 代表者(職)・氏名 <small>(自署の場合は押印不要)</small>			
営業している宿泊施設または飲食店舗名			
ホームページ	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし		
業種	<input type="checkbox"/> 宿泊 <input type="checkbox"/> 飲食		
資本金の額	円	企業区分	<input type="checkbox"/> 中小企業者 <input type="checkbox"/> 小規模事業者 <input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> その他 ()
常時使用する従業員の数	名		
法人番号(13桁) <small>(申請者が法人の場合のみ)</small>			
担当者氏名 及びフリガナ		担当者メールアドレス	
担当者電話番号 <small>(携帯電話可)</small>		代表電話番号	
書類送付先 <small>(住所・所在地と異なる場合のみ)</small>	〒		

【注意】 市内に宿泊施設又は飲食店を有する中小企業等に限り申請することができます。

2 補助対象経費等

事業に要する経費(掲載料・税込)	【A】	円 (税込)
事業に要する経費(税抜) ＜【A】から消費税を抜いた額＞	【B】	円 (税抜)
補助対象経費額(税抜) ＜【B】の5分の4の額(千円未満切り捨て)＞	【C】	, 000 円
補助金交付申請額 ＜【C】 または 50,000円 のいずれか低い方＞		, 000 円
予定掲載媒体 及びプラン	掲載媒体(サイト名又は誌面名等)	
	プラン名(わかれば)	
予定掲載期間	(ウェブサイトの場合)	
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
	(誌面の場合)	
	令和 年 月 日発行	

3 添付資料

Check	添付資料
<input type="checkbox"/>	実際に営業していることを確認できる資料 ➤ 「許可証（旅館業法）」、 「住宅宿泊事業を営む旨の届出の受理について（通知）」又は 「営業許可証（食品衛生法・飲食店営業）」の写し ※写真可

【注意】表記のほか、審査に当たり、個別に資料の提出を依頼する場合があります。

4 京都観光モラル推進宣言事業者について

京都市及び公益社団法人京都市観光協会では、京都観光に関わる全ての皆様が、お互いを尊重しながら持続可能な京都観光をともに創りあげていくことを目指し、令和2年11月に「京都観光行動基準（京都観光モラル）」を策定しました。宿泊施設及び飲食店を営業される皆様には、同基準に基づき、地域への貢献など、市民生活と観光の調和につながる取組の実践をお願いします。

京都観光モラル推進宣言事業者について、

（いずれかにチェックをしてください）

- すでに認定されている（または申請済）
- （認定されていない場合）趣旨に賛同し、今後認定を目指すことに同意する

※認定されていない場合は、「京都観光行動基準（京都観光モラル）」の趣旨をご理解いただき、趣旨に沿った取組を推進いただくとともに、下記より宣言事業者の申請をお願いします。

京都観光モラル特設サイト内の申請用ページ

<https://www.moral.kyokanko.or.jp/推進宣言事業者>

京都市 観光モラル



以下のとおり誓約します。

- すでに他の補助金で補助を受けている事業は申請していません。
- その他以下の各号について間違いないことを宣誓します。
 - ・申請者は、大企業及びみなし大企業ではありません。
 - ・申請者は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
 - ・申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者ではありません。
 - ・申請者は、宿泊・飲食事業者への求人サイト等掲載支援補助金交付要綱第3条3項第4号に規定する者ではありません。
 - ・申請者は、営業に関して必要な許認可等を取得しています。
 - ・補助金の交付の決定前に事業着手する場合は、交付決定されなかった場合、又は交付決定を受けた交付予定額が交付申請額に達しない場合において、異議を申し立てません。
 - ・国や府等への申請情報の照会に同意します。
 - ・その他、本補助金の交付要綱の規定に違反しません。
 - ・補助金交付申請書の記載事項及び関係書類の内容確認のために求められた根拠資料を提出しない場合又は記載事項に虚偽があった場合は、補助金を一括返還します。

整理番号：_____

**宿泊・飲食事業者への求人サイト等掲載支援補助金
交付決定通知書**

令和 年 月 日

様

公益社団法人京都市観光協会
会長 田中 誠二

令和 年 月 日付けで申請のあった宿泊・飲食事業者への求人サイト等掲載支援補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

交付予定額	
備 考	円 交付後、宿泊・飲食事業者への求人サイト等掲載支援補助金交付要綱に違反したことが判明した場合、又は会長が補助金請求に不正があったと判断した場合は、補助金の一部又は全額の返還請求を行う場合があります。

整理番号：_____

**宿泊・飲食事業者への求人サイト等掲載支援補助金
不交付決定通知書**

令和 年 月 日

様

公益社団法人京都市観光協会
会長 田中 誠二

令和 年 月 日付けで申請のあった宿泊・飲食事業者への求人サイト等掲載支援補助金について、下記のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

記

補助申請額	円
不交付の理由	

宿泊・飲食事業者への求人サイト等掲載支援補助金
中止・廃止届出書

令和 年 月 日

公益社団法人京都市観光協会 会長 様

<申請者>

住所・所在地	〒		
社名・団体名 代表者(職)・氏名 (自署の場合は押印不要)			
担当者氏名 及びフリガナ		担当者 メールアドレス	
担当者電話番号 (携帯電話可)		代表電話番号	

令和 年 月 日付け交付申請書（第1号様式）で申請した宿泊・飲食事業者への求人サイト等掲載支援補助金における事業について、下記のとおり中止・廃止いたしますので届け出ます。

記

補助申請額 又は交付予定額	円
中止・廃止の理由	

宿泊・飲食事業者への求人サイト等掲載支援補助金
実績報告書兼交付請求書

令和 年 月 日

公益社団法人京都市観光協会 会長 様

<申請者>

住所・所在地	〒
社名・団体名 代表者(職)・氏名 (自署の場合は押印不要)	

以下のとおり実績を報告し、補助金を請求します。

交付決定日 及び整理番号		令和 年 月 日付け 整理番号 号	
本補助金を 活用した 掲載の実績等	掲載媒体		
	(掲載媒体の) プラン名		
	面接した 人数		名
	採用した 人数		名
補助金 請求額	¥ _____ 円 ※ 交付決定通知書に記載の交付予定金額の範囲内としてください。		
振込先	金融機関	銀行・金庫・農協	本店・支店・出張所 ※ゆうちょ銀行の場合、振込用の店名を記入
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄	(フリガナ)
	口座番号		(フリガナ) 口座名義

添付書類	<input type="checkbox"/> 補助対象経費の領収書その他支出を証する書類 (領収書、振込明細書又は通帳の写しのいずれか) <input type="checkbox"/> 実績を確認できる書類等 (掲載期間及び掲載プランがわかるもの。納品書、請求書等) ※上記領収書その他支出を証する書類で実績が分かれば添付不要 <input type="checkbox"/> 実績を確認できる写真等 (求人サイト・求人情報誌上での公開画面等) ※写真可 <input type="checkbox"/> 預金通帳の写し等、口座番号及び口座名義(フリガナ含む)が 確認できる資料 ・口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料の写し(通帳の表紙裏など) ・法人の場合は会社名義の口座を、個人事業主の場合は申請者名義のものを添付 してください。 <input type="checkbox"/> その他()
------	---

※ 以下は、交付決定の際にお知らせした内容です。再度確認いただき、□にレを記入してください。

すでに他の補助金で補助を受けている事業は申請していません。

その他以下の各号について間違いないことを宣誓します。

- ・ 申請者は、大企業及びみなし大企業ではありません。
- ・ 申請者は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- ・ 申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者ではありません。
- ・ 申請者は、宿泊・飲食事業者への求人サイト等掲載支援補助金交付要綱第3条3項第4号に規定する者ではありません。
- ・ 申請者は、営業に関して必要な許認可等を取得しています。
- ・ 国や府等への申請情報の照会に同意します。
- ・ その他、本補助金の交付要綱の規定に違反しません。
- ・ 補助金交付申請書の記載事項及び関係書類の内容確認のために求められた根拠資料を提出しない場合又は記載事項に虚偽があった場合は、補助金を一括返還します。

整理番号：_____

**宿泊・飲食事業者への求人サイト等掲載支援補助金
交付額確定通知書**

令和 年 月 日

様

公益社団法人京都市観光協会
会長 田中 誠二

令和 年 月 日付けで申請のあった宿泊・飲食事業者への求人サイト等掲載支援補助金について、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

交付額	円
備 考	交付後、宿泊・飲食事業者への求人サイト等掲載支援補助金交付要綱に違反したことが判明した場合、又は会長が補助金請求に不正があったと判断した場合は、補助金の一部又は全額の返還請求を行う場合があります。